

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	児童扶養手当	事業開始年度	昭和36年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童扶養手当法第21条	関係する計画、通知等	子ども・子育てビジョン (「ひとり親家庭の子どもが困らないように」)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、「児童扶養手当法」に基づき、母子家庭の母等に対し、児童扶養手当を支給するための経費。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母又は養育する者(平成22年8月1日以降は児童を監護し、かつ生計を同じくする父も対象)に対して手当を支給。 ○実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村 ○補助率:1/3					
実施状況	受給者数:966,266人(平成21年3月末現在)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	155,842	159,311	161,462	167,837	177,018
	執行額	152,181	152,535	153,945		
	執行率	97.65	95.75	95.34		
	総事業費(執行ベース)	455,877	457,123	461,455		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	受給者数や受給要件別の内訳数など、施策を実施する上での基本的なデータについては福祉行政報告例により把握をしている。また、各自治体における支給事務については、各地方厚生局において監査等を実施し、適切な事務執行について指導等を行っている。				
	見直しの余地	(今後の方向性)父子家庭にも対象拡大を図るための法改正を行い、平成22年8月1日より施行。				
予算・監視の効率化	本事業は、児童扶養手当法に基づき必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記						

厚生労働省
153,945百万円

・昭和60年7月以前認定の受給者への支給事務
・昭和60年8月以降認定の受給者分についての
都道府県等への交付決定

【負担】

A 都道府県・市・
福祉事務所設置町村
153,755百万円

【給付】

受給者
(昭和60年7月以前
の認定者)189百万円

【一般競争入札】

B システム管理業者
1百万円

・受給者の認定
・昭和60年8月以降認定の受給者分につい
ての交付申請、受給者への支給事務

・児童扶養手当受給

・システム管理

【給付】

受給者
(昭和60年8月以降の認定者)
153,755百万円

・児童扶養手当受給

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

A.大阪市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	児童扶養手当の支給	4,963			
計		4,963	計		0
B.システム・アナライズ(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
支給業務庁費	システム管理	1			
計		1	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

(別紙)

平成21年度 児童扶養手当給付費負担金
(都道府県別交付先上位10自治体)

	都道府県名	金額(百万円)
1	大 阪 市	4,963
2	札 幌 市	3,135
3	横 浜 市	2,963
4	名 古 屋 市	2,573
5	福 岡 市	2,169
6	京 都 市	2,096
7	神 戸 市	2,060
8	北 九 州 市	1,746
9	北 海 道	1,538
10	堺 市	1,507